

長期欠席等に係る給食費の返金について

お子様が疾病などで欠席が長期になる時、または転出する場合には、下記のとおり給食費を返金いたしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 欠席が長期になる場合の手続き
  - ・ 疾病などで連続7日(土・日・祝日を除く)以上、欠席した場合が対象になります。(あらかじめ欠席日数がわからなくても、長期欠席の可能性のある場合にはご連絡ください。)
  - ・ 保護者様が担任へ給食停止の届けを提出し、栄養教諭が受理した2日後からの給食が停止になります。
  - ・ 停止した分の給食費を、日割り計算して学期ごとに返金いたします。
- 2 転校する場合の手続き
  - ・ 転出予定がわかり次第、「給食停止届」に記入して、学校に届け出てください。
  - ・ 返金がある場合には、その月の食数分の経費を差し引いて返金いたします。
- 3 その他
  - ・ 連絡は、できるだけ下記の「給食停止届」をお願いいたします。必要事項を記入して、点線から用紙を切り取って学級担任に提出してください。
  - ・ 1食あたりの金額で計算し、該当月の返金額が月額給食費を超える場合には、1か月分の返金となります。
  - ・ **届出がなく、給食停止を行わなかった場合には返金できかねます。欠席が長期にわたる可能性がある場合には、必ず学級担任に届け出てください。**(給食の再開は随時対応いたしますので、その都度ご連絡をお願いします。)
  - ・ 食物アレルギーなどにより、パン・牛乳の注文を停止する必要がある場合も、返金の対象となります。なお、学校生活管理指導表と食物アレルギー対応食同意書の提出が必要になります。

-----き-----り-----と-----り-----せ-----ん-----

給 食 停 止 届

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

宇都宮市立城山中学校長 宛

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_番 生徒氏名

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

記

1 長期間欠席 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 (欠席予定)

理由: \_\_\_\_\_

2 転 出 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 (転出予定)